

教育課程部会 教育課程企画特別部会（第20回）配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryō/mext_00063.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 教育課程企画特別部会

> 教育課程部会 教育課程企画特別部会（第20回）配付資料

教育課程部会 教育課程企画特別部会（第20回）配付資料

1. 日時

令和8年10月15日（木曜日）13時00分～15時00分

2. 場所

WEB会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 配付資料

議事次第 (PDF:78KB)

【進行資料】教育課程企画特別部会（第20回）の流れ（イメージ）(PDF:344KB)

【資料1-1】全国連合小学校長会 御発表資料 (PDF:583KB)

【資料1-2】全国特別支援学校長会 御発表資料 (PDF:313KB)

【資料1-3】全国公立小・中学校女性校長会 御発表資料 (PDF:566KB)

【資料1-4】全国公立小中学校事務職員研究会 御発表資料 (PDF:1.5MB)

【資料1-5】全国公立高等学校事務職員協会 御発表資料 (PDF:212KB)

【資料1-6】日本教職員組合 御発表資料 (PDF:505KB)

【資料2-1】公益社団法人全国幼児教育研究協会 御発表資料 (PDF:621KB)

【資料2-2】一般社団法人全国認定こども園連絡協議会 御発表資料 (PDF:474KB)

【資料2-3】一般社団法人認定こども園連盟 御発表資料 (PDF:787KB)

【資料2-4】公益社団法人全国学校栄養士協議会 御発表資料 (PDF:271KB)

【資料2-5】公益社団法人全国公立文化施設協会 御発表資料 (PDF:711KB)

【資料2-6】公益社団法人全国高等学校文化連盟 御発表資料 (PDF:230KB)

【参考資料1】次期学習指導要領等に向けた審議まとめ

【参考資料2-1】教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）(PDF:331KB)

【参考資料2-2】教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧 (PDF:175KB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会（第20回）議事次第

1. 日 時 令和8年10月15日（木）13：00～15：00

2. 場 所 文部科学省東館 15F 1 特別会議室、16F 1 特別会議室
※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式
※二会場同時開催の形式にて実施

3. 議 題

- （1）次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング②
- （2）その他

4. 配付資料

進行資料 教育課程企画特別部会（第20回）の流れ（イメージ）

資料1－1 全国連合小学校長会 御発表資料

資料1－2 全国特別支援学校長会 御発表資料

資料1－3 全国公立小・中学校女性校長会 御発表資料

資料1－4 全国公立小中学校事務職員研究会 御発表資料

資料1－5 全国公立高等学校事務職員協会 御発表資料

資料1－6 日本教職員組合 御発表資料

資料2－1 公益社団法人全国幼児教育研究協会 御発表資料

資料2－2 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会 御発表資料

資料2－3 一般社団法人認定こども園連盟 御発表資料

資料2－4 公益社団法人全国学校栄養士協議会 御発表資料

資料2－5 公益社団法人全国公立文化施設協会 御発表資料

資料2－6 公益社団法人全国高等学校文化連盟 御発表資料

参考資料1 次期学習指導要領等に向けた審議まとめ

参考資料2－1 教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）

参考資料2－2 教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧

教育課程企画特別部会（第20回）の流れ（イメージ）

令和8年10月15日
教育課程企画特別部会
進 行 資 料

	時間	会議室A	会議室B
1 開会	13:00～13:05	進行上の確認	進行上の確認等
2 学習指導要領 等に向けた 関係団体からの ヒアリング	13:05～13:15	全国連合小学校長会より説明	公益社団法人全国幼児教育研究協会 より説明
	13:15～13:25	全国特別支援学校長会より説明	一般社団法人全国認定こども園連絡協 議会より説明
	13:25～13:35	全国公立小・中学校女性校長会より説 明	一般社団法人認定こども園連盟より説明
	13:35～13:45	全国公立小中学校事務職員研究会よ り説明	公益社団法人全国学校栄養士協議会 より説明
	13:45～13:55	全国公立高等学校事務職員協会より 説明	公益社団法人全国公立文化施設協会 より説明
	13:55～14:05	日本教職員組合より説明	公益社団法人全国高等学校文化連盟 より説明
	14:05～14:55	質疑応答等	質疑応答等
3 閉会	14:55～15:00	次回以降についての連絡等	次回以降についての連絡等

※2つの会場に分かれて実施

令和8年 10 月 15 日

教育課程企画特別部会

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見

全国連合小学校長会

今次の改訂では、2040 年代を生きる子供に育てたいこととして「自らの人生を舵取りすることができる力と民主的で持続可能な社会の創り手となるための力」を育むことを謳っている。このことは、今後の時代の流れを踏まえたものと捉えている。

学校は、今後示される新学習指導要領の趣旨・内容について理解を深め、その具現化を図る教育活動を展開していくことが求められる。そのため、管理職を含むすべての教員が研修や自己による学びを行うとともに、様々な校内の組織体制の構築等を含めた対応も求められ、学校を支える制度や支援などが必要であると捉えている。

全国連合小学校長会は、中央教育審議会教育課程企画特別部会において、「審議まとめ」を議論したことを踏まえ、全国の小学校で、次期学習指導要領の実装を確実に図るべく、次の点について、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会とともに、対応を図るべきと考える。

1 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

諮問で述べられている①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つを三位一体で具現化していくことについては分かりやすく明示されている。①「主体的・対話的で深い学び」の実装は、現行の学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を継続し、現在学校が取り組んでいることをより充実・発展させていくことであると捉えている。②多様性の包摂については、様々な状況にあるすべての子供たちを一人一人かけがえのない存在として、育むという理念であり、教育の根幹として受け止めている。③実現可能性の確保については、これからの時代に求められる教育を行うためには、理念や趣旨を明示するとともに、実現できる制度や枠組みの構築、人的・物的な投入も必要であることから、その実現に向けた方向性を示すことが掲げられていることは評価できる。

2 統合的な理解・総合的な発揮を生かした単元構想・授業づくり

「深い学び」を統合的な理解・総合的な発揮を促す学びとして構造化することは、教師が各教科等の単元の構想イメージをもち授業づくりを行う上で有効である。また、教科等での横断的な学びの一層の推進にもつながるとともに、デジタル学習基盤を前提とした学びを推進していく上でも大切なことと考える。これを具現化していく上では、次のことが必要と捉える。

- (1) 授業を一単位時間で区切るのではなく、「単元をベース」とした授業構築が一層求められる。
そのため、単元を通しての学習を一層構想しやすくなるよう、教科書について、内容構成の見直しと抜本的な内容の精選を図るべきである。
- (2) 「統合的な理解・総合的な発揮」は、「深い学び」の実現に向けた、資質・能力の深まりや一体的育成の方向性を示す目標としての性質を有することを周知・徹底するとともに、各教科等の「目標」の達成が従前と変わらず重要であることを明確に示すことが必要である。
- (3) 「統合的な理解・総合的な発揮」を授業で具現化しやすくなるための実践事例の例示とともに教員が理解を深めるための研修も求めたい。

3 個に応じた学習過程の工夫

「個に応じた学習過程」の充実には、子供が自身の学習を自己調整する力を育てることが重要である。学習の自己調整やそれを支える「学習方略」について、教師がどのように指導すればよいか、現状では、学校現場には十分な実践の蓄積がないことから、具体的で分かりやすい指導資料が必要となる。

4 デジタル学習指導要領

「深い学び」を実現するためには、教師が授業づくりにおいて、構造化・表形式化された学習指導要領の教育内容や資質・能力を理解し活用していくことが重要となる。今回示された「デジタル学習指導要領」は、現行の

学習指導要領の利便性に関わる課題を整理し、個々の教師のニーズに応じて使いやすくなることから大いに評価できる。また、表形式にすることにより、俯瞰的かつ直感的に把握しやすくなる。学年区分の表し方も柔軟な教育課程の編成を見据えた示し方とすることは、適切であると考ええる。

様々な改善が示されているが、真に教師が活用し、授業づくりに生かしていくには、次の点が必要である。

- (1) デジタル学習指導要領を活用していくには、教員に対する研修や教員養成において活用を組み込むとともに、様々な機能を活用するための分かりやすいマニュアル等の提示と活用の例示が必要である。
- (2) デジタル学習基盤を前提とした学びを進める中、デジタル環境に不慣れな教員も円滑に活用できるよう操作性や視認性、検索機能などに十分配慮した設計が求められる。
- (3) 審議まとめに記載されている通り、表形式での提示に加え、学習過程のイメージが具体的にもてるよう、説明が本文や解説において示されることが必要である。
- (4) デジタル学習指導要領の内容は、必要に応じて更新をすることも検討し、更新した場合には更新が分かるようにすること。更新の時期については、各年度の教育課程の編成の時期を見据えて、一定の時期に行い、混乱が生じないように配慮することが必要である。

5 調整授業時数制度

多様な児童生徒の深い学びを確かなものにし、各校での創意工夫や特色を生かした教育活動を展開する上で有用な制度である。また、裁量的な時間において、教員の研究・研修を想定していることは、教員の力量向上を経て、児童生徒の資質・能力の育成につながる好循環を生み出すことができると考える。また、全面実施よりも前の移行期から運用できるようにしたことは、令和 12 年度の全面実施に向けての円滑な移行へとつながるものと捉える。

一方で、学校や自治体によって、適切な運用ができない場合、教育活動や学習機会に格差が生じることも懸念される。学校裁量により教科等の時数等カリキュラムに違いがあることや、裁量的な時間として教員の研究・研修等に充当することについて、保護者・地域から、子供たちの学びの在り方に対して懸念が生じることがないようにならなければならない。そのため、次のことが必要である。

- (1) 調整授業時数制度について、国として保護者・地域に向けた資料等を作成し、理解啓発を図ることが必要である。
- (2) 授業時数を調整し、各学校の特色を生かした教育課程とするには、各教科等の内容の精選を図ることが必要である。
- (3) 学校の設置者である自治体は、教育ビジョンや学校教育計画等を定め、各学校はそれに基づいて教育課程を編成し、教育活動を構築している。調整授業時数制度においても、学校の自主性・自律性を重視しつつ、市町村教育委員会の政策と整合的に活用されることが適当である。
- (4) 各学校において調整授業時数制度に基づく教育課程の編成を行うには、サキドリ研究校等で検証された事例等を活用できる仕組みが必要である。
- (5) 柔軟な教育課程を編成する上では、学校には責任ある裁量の行使が求められることから、管理職や教務を担当する教員等への研修が必要である。また、教育委員会の指導主事等による学校の状況を踏まえた指導・助言が必要である。
- (6) 各学校において、教育課程を検証し、編成するサイクルを回し、学校の教育活動を真に効果的で充実したものとするためには、校内においてその職務に当たる担当者が必要である。そのため各学校における指導体制の整備も重要である。

6 個別の児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施

個別の児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施は、全ての子供たちに「深い学び」を実現し、多様な子供たちの「好きを育み、得意を伸ばす」という視点からも極めて重要である。一方で調整授業時数制度を活用した柔軟な教育課程の編成に加え、個に応じた特別の教育課程を編成・実施することは、学校にとって支援が必要になる。実際に行っていく上では、次のようなことが必要となる。

- (1) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る教育課程の対象の編成に当たり、対象となる児童の判断に関する考え方が必要であり、それなしに教員が判断することは難しく、専門的な知見を有する者の支援が必要

である。また、教育課程の編成においても現在の学校の教員の知見のみでは困難であり、専門家による編成の支援が必要であり、相談支援体制の構築が不可欠である。

- (2) 多様な個性や特性、背景を有する子供への学びの充実を図るには、「個に応じた学習過程の充実」が求められる。そのためには、指導に当たる教員が参考とすることができる指導事例が必要である。また、専門家による支援も必要である。
- (3) 通級指導が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等の特別の教育課程を編成する人材及び指導に当たる人材が必要である。指導体制の整備が必要である。

7 「学びに向かう力・人間性等」の評価の在り方

「学びに向かう力・人間性等」は、子供たちが主体的に学び続ける姿勢や、多様な他者と協働しながらより良い社会を創ろうとする態度を育成する上で重要な意義をもっている。今回の改訂では、評価が評定中心となり学び直しや授業改善に生かされなかったという課題を改善し、「深い学び」を確かなものにする方向性が打ち出されている。今までの評価観からの転換を図るため、これからの評価についての趣旨理解が必要である。また、評価を行うための評価材料収集が、教員の過度な負担にならないよう留意することも必要である。

- (1) 「思考力・判断力・表現力等」に「○」付記の方法や評定への影響について、十分な周知・徹底が必要である。
- (2) 教員間、学校間の不適切な格差を招かぬよう、また、教員の主観に陥らず、かつ教員の過度な負担にならない実効性のある見取りの手法の確立が必要であり、「見取る姿」、評価のプロセスなどを示すとともに、評価の具体的な方法の例示が必要である。

8 情報活用能力（情報の領域の創設）

AI の発達、情報の高度化が進む中、身近な生活の様々な場面において情報技術を適切に扱うことが必要となる。情報活用能力を生涯にわたり必要な基礎的な資質・能力であると捉え、学校教育においても発達段階に応じた育成が必要と考える。その点を踏まえ、情報活用能力を育成する上で次のことが必要となる。

- (1) 全国どここの学校でも質の高い指導を行えるよう体制整備が不可欠であり、国による教員の養成、研修、人材の確保、教材の開発を計画的に進める必要がある。
- (2) 情報活用能力（情報モラルも含む）を小学校段階から高等学校段階まで系統的に示すことが必要である。小学校段階では、低学年から中学年、高学年と発達段階に応じて身に付ける資質・能力等を示すことが必要である。また、情報モラルに関する学習は低学年から必要である。
- (3) 「情報の領域」のカリキュラムを明確に示すことが必要である。国において各学年で扱う内容等、標準的な指導計画案や活用できるデジタル教材、実践事例集を「デジタル学習指導要領」と連動させて提示することが望ましい。カリキュラムでは、「基本的な操作」の習得も位置付ける必要がある。評価については、教師の負担感に配慮したものとすべきである。
- (4) 教員の ICT 活用能力には、ばらつきがあるのが現状である。児童生徒の情報活用能力の抜本的向上を目指すには、教員の ICT 活用能力向上のための研修等が必要である。
- (5) 安定的な運用のための通信環境の整備が必要である。また、学びの質の担保のため、ICT 支援員の配置や学校 DX 戦略アドバイザーによる支援等を強化する必要がある。

9 今後検討すべきとされている事項の推進

審議まとめの中には、今後検討すべきとされている課題が多く残されている。「次期学習指導要領に向けた基盤となる 3 つの方向性」に直結する課題については、優先的に議論や作業を進めることが必要である。

具体的には、上記の内容と重なるところもあるが、学習評価に関する事項、情報の領域における教材・研修の充実、キャリア教育を通じて育む力（基礎的・汎用的能力）と各教科等を通じて育む資質・能力との整合性の整理やキャリア・パスポートの見直し、そして各教科等における「統合的な理解・総合的な発揮」の分かりやすい提示について、積極的な検討を求めたい。

以上、全国連合小学校長会としての意見を述べたが、次期学習指導要領の趣旨が浸透し、次代に生きる子供たちの育成に向け、充実した教育が全国の学校で展開されるよう、不断の努力を重ねてまいりたい。

審議まとめに対する意見

全国特別支援学校長会

会長 緒方 直彦

【総括】

全体として審議まとめは、論点整理で提示された理念を、構造化、評価、情報教育、探究、教育課程の柔軟化等、具体的な制度へ落とし込んでいる点で高く評価できる。一方、今後の最大の課題は、制度の精緻化以上に、全ての学校及び教職員が十分に理解し、実践できる仕組みを確立することだと考える。そこで、本会からは、主に特別支援学校に関して、以下の5点について意見を述べる。

【意見】

1. 学びの深まりの理解について

審議まとめでは、「主体的・対話的で深い学び」の実装に向けて、各教科等の一定のまとまりごとに「統合的な理解」と「総合的な発揮」を軸とした深まりと一体的育成による学習指導要領の構造化が示されている。特に、知的障害や重複障害等のある児童生徒については、第3部のP497で示されているように、知識や経験を生活や社会と結び付けながら、継続的・長期的・らせん状に学びを深めていくことが重要となるとともに、そのイメージがもてるように示されていることは高く評価できる。

一方、知的障害や重複障害のある子供の学びの深まりや一体的育成については、障害による指導の難しさがあるため、その本質を理解しないまま形式的、画一的な授業改善を進めると、活動経験の積み重ねや技能習得のみを重視した指導に陥りやすく、児童生徒個々の障害の状態等に応じた指導を基盤とした各教科等の豊かな単元づくりによる資質・能力の育成につながらないことを危惧する。

さらに、この課題は、教育委員会を含めた現職研修だけで解決できるものではなく、教員養成段階から取り組むべき重要な課題である。現在の教員養成では、障害理解や指導方法に関する学習は行われているものの、「深い学び」や「統合的な理解・総合的な発揮」という新たな教育観・学習観を、特別支援教育の文脈で実践的に学ぶ機会は十分とは言えない。教員養成部会の議論とも連携し、大学段階から特別支援教育における「学びの深まり」の理解と実践力の育成を強化とともに、特別支援学校の教員が学びの深まりを具体的な授業へと落とし込める専門性を確実に身に付けることが不可欠であり、教員養成の質的充実と教育研究を求めるものである。

加えて、養成・採用・研修を一体的に推進する観点から、周知期間を中心に、障害のある子供の深い学びの実装に向けた教育委員会等での現職研修を支える方策を国やその機関に求めるものである。

2. 障害のある子供に対するデジタル学習基盤の充実について

デジタル学習基盤の充実は、障害のある子供たちの学びの保障と可能性の拡大に直結する極めて重要な課題であると考えられる。次期学習指導要領の議論では、デジタル学習基盤が多様な子供たちの「深い学び」を支える基盤として位置付けられているが、その実現には各障害種の特性に応じた環境整備が不可欠である。

例えば、視覚障害のある児童生徒には音声読み上げや点字ディスプレイ、聴覚障害のある児童生徒には字幕・文字化機能、肢体不自由のある児童生徒には視線入力装置や各種スイッチ、知的障害や発達障害のある児童生徒には認知特性に配慮したアプリケーションや情報提示機能など、それぞれに適切な ICT 機器とアクセシビリティ機能が必要となる。また、デジタル教科書についても、拡大表示や音声化、多様な入力方法への対応など、障害特性に応じた機能の標準装備が求められる。

しかし、学校や地域によって活用環境や専門的支援体制には大きな差があり、必要な機器の整備や維持管理、人材育成にも課題が見られる。真の意味でデジタル学習基盤を全ての子供たちの学びにつなげるためには、国及び関係機関が中心となり、機器整備への財政支援をはじめ、障害に特化したアクセシブルな教材・デジタル教科書の開発、専門人材の配置・研修体制の充実を一体的に進める必要がある。障害の有無にかかわらず誰一人取り残さない教育を実現するため、特別支援教育の視点を十分に反映した取組の推進を要望する。

さらに、知的障害教育における情報活用能力の育成については、中学部で職業と家庭に分離され、小学部、高等部との連続性を踏まえた内容が示されたことを評価するが、学校現場における指導内容や評価方法の理解に差が生じることが危惧される。文部科学省著作教科書「職業」の改訂や、指導事例集の充実を図り、全ての教員が適切に指導できるための国による取組みを求める。

3. 自立活動の充実に向けた支援の強化について

審議まとめでは、多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにすることや、個に応じた学習過程の充実、子供の主体性や自己調整を重視する方向性が示されている。特別支援学校において、この理念を実現する上で中核となるのが自立活動である。

自立活動は、調和的な発達の基盤を養うため、子供自身が主体的に自己の可能性を最大限に発揮し、よりよく生きていくための力を育成する教育活動であり、各教科等の資質・能力や将来の自立と社会参加を見据えた教育の核として位置付けられるものである。

しかしながら、現場では個別の指導計画が作成されているものの、自立活動の指導目標や指導内容が教科指導や学校生活全体と十分に関連付けられず、計画が有効に活用されていない実態も散見される。また、その課題は、障害種によっても様々であり、教員の認識にもばらつきがある。なお、自立活動を真に充実させるためには、教員による指導のみならず、子供自身が自己選択・自己決定を重ねながら学べる指導内容の充実が不可欠である。

特に自己選択・自己決定に関連して、福祉分野での意思決定支援は、共生社会の実現や子供の参画を重視する今回の方向性とも深く結び付く重要な視点であり、コミュニケーションに困難のある子供についても、多様な手段を活用して意思や願いを表明できる支援とともに、自己選択・自己決定につながる指導内容とその環境を整える必要がある。

全国特別支援学校長会としては、国及びその機関に対し、自立活動の質的向上に向けた研究指定事業や実践開発事業の充実、指導事例や評価資料の整備・共有、意思決定支援に関する研修の充実、専門家による継続的な支援体制の構築を強く求める。自立活動の指導を教育課程全体の中で生かし、一人一人の主体的な学びのもと、自立と社会参加につなげるための指導を、一層推進していただきたい。

4. 特別支援学校のセンター的機能の充実について

特別支援学校は、障害のある子供たちへの専門的な教育を担うだけでなく、地域における特別支援教育の中核として、センター的機能を発揮することが求められている。特に、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱等の各障害種別の特別支援学校が、それぞれ長年培ってきた専門的知見や教育実践を生かし、小学校、中学校、高等学校等に対する助言・相談、巡回支援、研修、教材提供などを行うことは、インクルーシブな教育環境の整備を進める上で極めて重要である。

一方で、通常の学級に在籍する支援を要する児童生徒の増加や教育的ニーズの多様化により、地域の学校から寄せられる相談や支援要請は年々増加している。現状では、多くの特別支援学校に限られた人員体制の中で対応しており、教員の負担増加や継続的支援の難しさが課題となっている。センター的機能は個々の学校の努力に委ねるものではなく、地域全体の特別支援教育を支える公的機能として位置付け、その役割を担保する体制整備が不可欠である。

そのため国においては、センター的機能を担う専任又は専従教員の加配、外部専門家との連携を推進するための人的・財政的支援、巡回相談や研修を継続的に実施するための予算措置など、実効性ある人的保障を伴った体制整備を強力に実現していただきたい。

また、各障害種別の専門性が地域全体で十分に生かされるよう、教育委員会や関係機関との連携体制の強化も求めたい。特別支援学校のセンター的機能の充実は、特別支援学校のみならず、全ての学校における特別支援教育の質を高め、誰一人取り残さない学びの実現につながるものであり、国による一層の支援を強く要望する。

5. 共生社会の実現に向けた交流及び共同学習等の充実について

審議まとめでは、「多様性の包摂」を教育課程改革の中核に位置付け、全ての子供の可能性を引き出す学校教育の実現を目指している点を高く評価する。特に、特別な教育的支援を必要とする子供が増加・多様化する中、共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず全ての子供が相互に理解し合い、共に学び、共に社会を創る当事者として成長できる教育環境の整備が重要である。

その際、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習について、その機会の拡充のみにとどめるのではなく、障害のない子供たちにとって大きな意義があることを小・中、高等学校等において強く認識する必要がある。さらに、交流及び共同学習については、実施回数や活動実績のみならず、障害のある子供とない子供が役割を担い、自らの考えを伝え、活動の企画や振り返りに主体的に参画できたかという質的な視点を重視することが重要である。

特に特別支援学校に在籍する児童生徒の中には、言語による表現だけでは意思を十分に伝えることが難しい子供も多い。したがって、個々の障害の実態に応じた多様なコミュニケーション手段を活用しながら意思の表明を支援し、その意見が学習活動や学校運営に適切に反映される仕組みを明確に示すことが求められる。

次期学習指導要領に向けた審議まとめに対する意見書

令和8年10月

全国公立小・中学校女性校長会

はじめに

全国公立小・中学校女性校長会は、全国各地で義務教育を担う校長の立場から、子供一人一人の可能性を伸ばし、誰一人取り残さない学校教育の実現を目指して活動している。本会は、女性管理職の育成のみを目的とする団体ではない。学校教育の充実、教職員の資質向上、男女共同参画の推進、男女を問わず誰もが活躍できる職場づくりを一体として捉え、学校経営の改善に取り組んできた。

審議まとめが示す「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」という方向性を支持する。以下、教育現場にとって意義が大きい点を踏まえるとともに、その理念を全国の学校で確かな実践へつなぐため、本会役員から寄せられた意見を踏まえ、六点について述べる。

1 多様性の包摂とジェンダーギャップの解消

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(1) 多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにするための3つの方向性 ③第二の方向性—多様性の包摂

一人一人の個性、特性、背景を踏まえて資質・能力を育成する仕組みを整えるという考え方は、ジェンダーギャップ等の解消に向けても重要である。性別、障害、国籍、家庭環境その他の背景によって可能性が狭められず、それぞれのよさが生かされることを、各学校の教育課程編成の基本に据える方向性は、本会の活動方針とも重なる。

「個に応じた学び」を進める際にも、子供を固定的に分けるのではなく、多様な子供が共に学び、互いの違いやよさに触れる機会を教育課程の基盤に置く必要がある。各学校が、個別の支援と協働的な学びを往還させ、性別等にかかわらず誰もが自らの可能性を発揮できる教育課程を編成できるよう、その基本的な考え方と具体例を学習指導要領等に明確に示していただきたい。

2 「好き」「得意」を育む学びと特別活動を中核とする社会参画

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(3) 自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成 ②『好き』を育み、『得意』を伸ばす」に向かう教育課程の充実・改善（特別活動の役割）

【関連資料】教育課程企画特別部会「論点整理」第7章 (6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善

『好き』を育み、『得意』を伸ばす」という方向性は、特別活動だけでなく、各教科等を含む教育課程全体に関わるものである。各教科等で育まれた興味・関心やよさを、探究や学校生活の経験を通して深めることを期待する。特別活動は、引き続きキャリア教育の「要」として、これらの学びを振り返り、自己の生き方や将来につなぐ役割を担う。

また、子供が学級や学校という身近な社会の形成に当事者として参画し、対話や協働を通じて主体的・実践的に社会参画する力を育む教育について、特別活動を中核として見直す方向性は、学校現場にとって意義深い。異なる立場や価値観を尊重し、学級や学校の課題について話し合い、合意を形成し、協働して改善する経験を、各教科等の学びとも関連付けながら発達段階に応じて積み重ねられるよう、具体的な構成を示していただきたい。

本会は、その実践において、性別による固定的な役割分担にとらわれず、誰もが意見表明や意思決定に参画できることを重視する。こうした経験を男女共同参画社会の担い手の育成につなげることは、審議まとめの方向性を踏まえた本会の要望である。

3 学校の教育課程と特別的教育課程との柔軟な接続

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(1) ③第二の方向性—多様性の包摂（「複層的な包摂」、教育課程の柔軟性を高める仕組み、特別的教育課程の充実・新設）

不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒を想定し、特別的教育課程を充実・新設する方向性は、「誰一人取り残されない教育」の実現を広げるものであり、大変意義がある。校内外の教育支援センター等での学びを学校の教育課程とつなぎ、子供が学びとの関係を失わない仕組みとなることを期待する。

また、診断の有無にかかわらず、学習上・生活上の困難を抱える子供も通常の学級に多く在籍している。学校単位で編成する教育課程と、個々の児童生徒に応じた特別の教育課程を固定的に分断するのではなく、在籍学級で他の子供と共に学ぶこととのつながりを確保しながら、子供の状態や教育的ニーズに応じて柔軟に組み合わせることができる考え方を明示していただきたい。

特別支援教室等の運営には自治体間の差も大きい。利用時間、対象、人的配置、在籍学級との連携について国が基本的な考え方を示しつつ、子供の実態に応じた柔軟な運用を可能とし、地域差を教育機会の格差にしない支援が必要である。

4 「教科書で教える」授業の実現と教師の学び

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第2章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

(1) ②第一の方向性—深い学びの実装（学習指導要領の構造化、各教科等の目標及び「見方・考え方」の示し方）

【関連資料】教育課程企画特別部会「論点整理」第7章（教科書の重点化・内容の精選）

前回改訂でも、育成を目指す資質・能力を踏まえて授業を構想し、教科書を主たる教材として活用する方向が示されていた。審議まとめが示す学習指導要領の構造化と教科書の重点化・内容の精選は、教育課程企画特別部会の論点整理等で掲げられた「教科書『を』教えるから、教科書『で』教えるへ」という考え方を、学校現場で実現する契機となることを期待する。各教科の目標と「見方・考え方」を分かりやすく示すとともに、調整後の授業時数でも無理なく指導できる教科書の分量や教師用指導資料の在り方を具体化していただきたい。

その実現には、教師が教材を読み解き、子供の姿に応じて授業を構想し、同僚と学び合う時間が欠かせない。調整授業時数制度における「裁量的な時間（研究・研修等枠）」の活用も含め、授業改善につながる組織的な教材研究、校内研修、協働の時間を勤務時間内に計画的に確保することが重要である。その際、学校行事、会議、調査、報告等の総量を見直す必要がある。併せて、良質なデジタル教材や授業動画等を活用・共有できる環境を整え、授業準備の負担軽減と内容の充実を両立させていただきたい。

5 学習評価を子供の学びと指導改善につなげる

【審議まとめ該当箇所】第1部 基本的な方向性 第6章 豊かな学びに繋がる学習評価 (2)「学びに向かう力、人間性等」の評価の在り方 ②「○」の付記に当たっての基本的な考え方（教育課程全体を通じた個人内評価、「思考・判断・表現」への「○」の付記）

現行の「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、何をどのように評価するのかという教師の迷いがあり、挙手回数、提出物、発言量など、外から見えやすい行動に偏る場合があった。「学びに向かう力、人間性等」を評価の対象として位置付けつつ、教育課程全体を通じた個人内評価として児童生徒のよさや成長を肯定的に見取る方向は、学習評価を、評定を付けるための作業から、子供の学びを支え、教師の指導改善につなげる営みへ転換するものとして支持する。

一方、「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記する際には、各教科等で示される「見取る姿」や「継続的な発揮」の捉え方について、教科間、学校間、教師間で理解に差が生じるおそれがある。また、「○」を付記するための新たな評価材料集めが行われれば、改革の趣旨が損なわれかねない。特定の行動や一場面だけで判断せず、学習過程を通じて適切に見取るための参考資料、教科ごとの評価事例を示し、教育委員会・管理職・教員が改革の趣旨と運用方法を共有できる機会を設けていただきたい。

本会は、教員の資質・能力の向上には、教員研修体制と教師を取り巻く環境の充実が欠かせないものと捉え、各地区の女性校長に活動の重点として呼びかけている。全面実施に向けて、評価改革の趣旨を損なわない具体的な制度設計と運用方法を明確にし、管理職を含む教員研修と十分な準備期間を確保していただきたい。評価改革が、形式的な評価材料集めや新たな記録作業の増加につながらない配慮も不可欠である。

6 小・中学校の実情に応じた調整授業時数制度の運用

【審議まとめ該当箇所】第1部 第4章 (2) 義務教育段階における「調整授業時数制度」の創設等（基本的な仕組み、裁量的な時間）

【関連資料】文部科学省「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業に係る国としての取組について」

調整授業時数制度は、学校や地域、子供の実態に応じて各教科等の時数を柔軟に調整し、学習支援や探究、教師の研究・研修等に充てられる点で意義が大きい。文部科学省は、研究校の実践を事例集に取りまとめ、令和8年度末を目途に公表する予定を示している。今後、この取組が学校の実情に応じた教育課程編成の参考となることを期待する。

一方、実施上の条件は学校種や指導体制によって異なる。学級担任制を中心とする小学校では、学年ごとの子供の実態に応じた時間の使い方と、専科指導・非常勤講師の授業との調整が必要である。教科担任制の中学校では、教科間の時数配分や担当者間の合意形成、複数学級にまたがる時間割編成が課題となる。両校種とも、教職員が子供の学びと各教科等の指導内容を見通し、制度を学校全体で運用することが重要である。

研究校で今後蓄積される成果を生かしつつ、学級担任制、専科指導、教科担任制など指導体制や学校規模が異なる事例について、時数調整と時間割編成の過程、直面した課題と対応策を継続的に収集・共有していただきたい。教育委員会による相談・助言を充実させ、計画や報告に過度な負担を生じさせず、子供と教師の双方に質の高い学びの時間を生み出せる制度とすることを求める。

六点を実現するために共通して必要な条件

以上の六点を学校現場で実現するためには、理念を示すだけでは十分ではない。今後公表予定の研究校の事例集や既存の授業づくりの資料を生かしつつ、多様な指導体制に応じた教育課程編成例に加え、児童生徒の発言・記述・活動の変化から学びを捉える授業例・評価例を、小・中学校の各教科等にわたり継続的に共有していただきたい。

併せて、管理職を含む教員研修を充実させ、専門的知見をもつ方々が学校を訪問し、教職員と共に課題を検討するなど、教育委員会による伴走支援体制を整えていただきたい。教員定数、専門職・支援員、ICT・教材・学習環境の整備を一体的に進め、学校の裁量を学校の自己責任とせず、教育機会の格差を生じさせない人的・財政的措置が不可欠である。

具体的な要望

1 多様性の包摂と男女共同参画

各学校が、個性、特性、背景を踏まえた学びを保障し、性別等にかかわらず誰もが可能性を発揮して意思決定に参画できる教育課程を編成できるよう、その基本的な考え方を学習指導要領等に明確に位置付けること。

2 特別活動を中核とする主体的・実践的な社会参画

学級や学校の形成に子供が当事者として参画し、対話、合意形成、役割分担、協働を通じて課題を改善する経験を、特別活動を中核として系統的に保障すること。その際、性別等にかかわらず誰もが意思決定に参画できるようにし、男女共同参画社会の担い手の育成につなげること。

3 学校の教育課程と特別の教育課程との柔軟な接続

学校単位で編成する教育課程と、個々の児童生徒に応じた特別の教育課程を固定的に分断せず、在籍学級での学びとのつながりを確保しながら、子供の状態や教育的ニーズに応じて柔軟に組み合わせる考え方を示すこと。自治体間の支援格差を縮小すること。

4 教材研究と研修時間の保障

調整授業時数制度の「裁量的な時間（研究・研修等枠）」の活用も含め、授業改善につながる組織的な教材研究、研修、協働の時間を勤務時間内に計画的に確保できるよう、運用例の提示と条件整備を進めること。

5 評価改革の具体化

「○」付記の着眼点、個人内評価の記録方法及び教科ごとの具体例を示し、形式的な評価材料集めや記録作業の増加を招かない制度設計、管理職を含む研修及び十分な準備期間を確保すること。

6 小・中学校の実情に応じた調整授業時数制度の運用

研究校の事例集の公表に当たり、学級担任制、専科指導、教科担任制などの指導体制や学校規模に応じた時数調整・時間割編成の過程と課題を継続的に共有し、教育委員会の支援と手続の簡素化を図ること。

7 改革を支える条件整備

30人学級の実現に向けた計画的な教職員定数の改善、専門職・支援員、ICT・教材の整備を進めること。全国の多様な実践事例の共有、管理職を含む研修、専門人材による伴走支援に加え、勤務環境と処遇の改善を通じ、教職が魅力ある仕事として選ばれる環境を整え、教育の質を高めること。

おわりに

誰一人取り残さない教育を理念にとどめず、全ての学校で実現できる次期学習指導要領となることを期待する。その実現に向け、本会は会員相互の学び合いをさらに充実させ、学校教育と学校経営の改善に取り組んでいく。

意見の柱

次期学習指導要領が目指す教育を実現するためには、

- 1 教育課程の工夫だけでなく、その実施に必要な人・物・金等の資源を確保し、教育活動と効果的に結び付けていくことがこれまで以上に重要になる。
- 2 新たな教育活動やそれに伴う業務を教師の努力や負担に委ねるのではなく、多様な職がそれぞれの専門性を生かし、学校組織全体で教育課程の実施を支えていくことが求められる。

→ 事務職員及び共同学校事務室の役割を示し、それらの役割を果たすための方策を提案する。

次期学習指導要領の方向性

- 1 主体的・対話的で深い学びの実装
- 2 多様性の包摂
- 3 実現可能性の確保

目指す教育を実現するために必要な教育環境や教育資源



事務職員・共同学校事務室の役割

- 1 学校における唯一の総務・財務等の専門職である事務職員は、財務・施設・設備管理、人的・物的資源の調達、情報管理、地域連携等の専門性を生かし、教育課程の実施に必要な教育資源を確保するとともに、それらを教育課程と結び付け、その効果的な活用につなげることができる。

- 2 これらの役割を個々の事務職員の取組だけに委ねず、共同学校事務室を活用することで、複数校に対する支援を組織的・継続的に行うことができる。

事務職員・共同学校事務室の役割（できること）

全国公立小中学校
事務職員研究会

1 事務職員は、教育資源の確保・調整から教育課程との接続、効果的な活用までを担う

目指す教育

- 主体的・対話的で深い学び
- 質の高い探究的な学びの推進
- 多様な教育的ニーズへの対応

など

目指す教育の実現に必要な
教育資源を確保・最適化し、
教育課程へつなぐ

1 ニーズと 課題の把握



- 児童生徒・学校の
現状・ニーズの把握
- 必要な教育資源の
整理

2 予算の確保 調整



- 予算の確保
- 教材・備品の整備
- 外部人材・機関との
連携調整

3 教育課程との 接続



- 教育課程の検討段階
から参画し、学校財務
と教育課程を一体化

4 効果的な活用



- 整備した資源の
活用状況の点検
- 次年度の教育課程・
予算へ反映

2 事務職員は、「多様性の包摂」に向けた教育環境の整備を担う

すべての子供の学びを保障するため、教員と連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境を整える。

児童生徒の多様な教育的ニーズ

- 特別な支援を要する児童生徒
- 日本語指導が必要な児童生徒
- 不登校傾向の児童生徒

など

教員



教育活動の検討・実施

- 指導・支援の方針検討
- 教育活動の計画・実施

連携

事務職員

教育環境の整備・手配

- ICT環境
- 教材・教具
- 施設・設備
- 予算
- 人材
- 支援制度
- 外部機関との連携

3 共同学校事務室は、複数校を一体的に捉えた学校支援を行う

個々の学校だけでは対応が難しい課題に対して、複数校の情報・知識・教育資源を共有し、組織的・継続的に支援する。

共通する課題例

- 予算・教育資源の不足
- 外部人材の確保や地域連携
- 教育資源の評価や活用

など

情報・知識・教育資源の
共有と組織的な対応

共同学校事務室



- 複数校の課題の把握・分析
- 専門的な知識や実践の共有
- 教育資源の効率的・効果的な活用
- 研修・人材育成の企画・運営
- 関係機関との連携・調整

など

事務職員・共同学校事務室の役割を果たすための方策

全国公立小中学校
事務職員研究会

事務職員・共同学校事務室が、次期学習指導要領が目指す教育の実現に向けた役割を発揮できるよう、
学校組織・役割分担・人的・組織的体制の整備を進めることが必要である。

1 事務職員が役割を発揮できる学校組織へ

1 学校の裁量拡大と「実現可能性」の確保に向けた役割分担



- 学校の裁量拡大により生じる新たな業務を教師の努力や負担に委ねないよう、学校組織や役割分担を見直す
- 教職員と協働し、児童生徒や地域の実態に応じた教育課程の工夫を支え、その実施に必要な環境整備を担う

2 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた役割分担の明確化



- 「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」を整理し、それぞれの専門性を生かした役割分担を進める
- 事務職員をはじめとする多様な職が、それぞれの専門性を生かして協働する

3 カリキュラム・マネジメントへの参画



- 人的・物的資源等の調整・調達等の専門性を生かし、カリキュラム・マネジメントに参画する
- 事務職員の役割について、学習指導要領解説等において具体的に示す

4 事務職員の配置の充実



- 事務職員の配置を充実させ、それぞれが専門性を十分に発揮できる体制を整備する
- 学校組織全体で教育課程を支える基盤の構築を進める

2 共同学校事務室が学校支援機能を発揮できる仕組みへ

1 情報・知識・教育資源の共有・活用



- 各学校の教育活動や教育資源に関する情報を共有し、各学校が抱える課題の把握や、複数校に共通する課題の分析を行う
- 知識や実践の共有、教育資源に関する情報の集約を図る
- 地域人材・関係機関等に関する情報を共有する
- 各学校の優れた取組を他校でも共有する

2 複数校を一体的に捉えた組織的・継続的な学校支援



- 複数校を一体的に捉え、組織的・継続的に学校を支援する
- 個々の学校だけでは対応が難しい課題に対し、複数校の視点から検討し、必要な情報や知識、教育資源を共有して支援する
- 事務処理の効率化・標準化にとどまらず、各学校の教育課題に応じた学校支援を行う

3 人的・組織的体制の整備



- 加配職員の充実など、必要な人員体制を整備する
- 事務職員の経験や知識の違いに対応し、個々の事務職員の力量や取組のみに依存しない体制を整える
- 継続的・安定的に複数の学校を支援できる体制を構築する

「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」に対する意見

団体名 全国公立高等学校事務職員協会

全国公立高等学校事務職員協会は、全国の公立高等学校事務職員が連携し、学校経営・事務管理の研究と資質向上を通じて、学校教育の発展に寄与することを目的とする全国組織です。

昭和 23 年の創立以来、全国研究大会を中心に事務職員の専門性向上と情報共有を進めてまいりました。

学校事務職員は、学校教育法に規定された「事務をつかさどる」職として、総務・財務に関する専門性を有し、学校経営に参画する役割を担っております。

このたび公表された「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」及び令和 9 年度教育課程関係概算要求主要事項は、子供たち一人一人の可能性を最大限に伸ばし、多様化・複雑化する社会に対応できる資質・能力を育成することを目指したものであり、その理念や方向性に深く共感しております。

特に、情報活用能力の抜本的向上、デジタル学習指導要領の整備、AI の活用を含む教育 DX の推進、多様な学びへの対応など、次期学習指導要領の実施に向けた具体的な施策が令和 9 年度概算要求に盛り込まれたことは大変参考となっております。

一方で、令和 11 年度から先行実施する高等学校の次期学習指導要領に当たっては、制度や教育内容の改訂のみならず、それを支える人的・物的・財政的基盤の整備が不可欠です。令和 9 年度の概算要求に盛り込まれた取組が単年度で終わることなく、先行実施期間から全面実施に至るまで継続的かつ安定的に予算措置されることを強く期待しております。

また、新たな教育課程の実施に伴い、学校現場における事務処理、施設設備管理、ICT 環境整備、外部人材との連携、各種契約・財務管理などの業務は一層増加することが見込まれます。こうした改革を円滑に推進するためには、教員のみならず学校事務職員を含めた「チーム学校」の体制強化が重要であると考えております。

次期学習指導要領の理念を着実に実現するため、学校現場が無理なく持続的に取り組むことができる環境整備と継続的な財政支援について、学校事務職員の立場から以下の点について意見を申し上げます。

1 学習指導要領の趣旨実現に向けた伴走支援の充実について

概算要求では、次期学習指導要領の趣旨浸透と実現可能性の確保のため、説明動画の配信や特設サイトの開設、教育委員会及び学校への伴走支援などが示されています。特に、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程編成の仕組みを導入する方向性が示されており、全国一律ではなく、それぞれの学校の特色を生かした教育活動が期待されます。

しかしながら、新たな制度や教育課程の運用には、教育活動そのものだけでなく、予算執行、施設設備管理、外部人材との契約、会計処理など、多様な事務処理が伴います。学校現場において制度改革を円滑に実施するためには、教員だけでなく学校事務職員も含めた研修機会の確保と情報提供が必要であると考えます。

また、学校現場では様々な事業や調査への対応が増加しており、制度改革がさらなる業務増加につながる懸念されます。伴走支援を進める際には、教育活動の改善と併せて業務の簡素化や標準化も推進し、学校全体の働き方改革につながる仕組みとしていただきたいと思います。

2 デジタル化・DX推進と学校運営基盤の整備について

概算要求では、学習指導要領等をデジタル化し、教員が効率的に活用できる「デジタル学習指導要領」の開発が盛り込まれています。また、情報活用能力の抜本的向上や学校DXの推進、AI活用による教育の高度化も大きな柱として位置付けられています。

これらの取組は、教育の質向上だけでなく、働き方改革の推進にも大きく寄与するものと期待しています。一方で、システム導入や運用管理、個人情報保護、機器更新、契約手続、予算管理などの業務は学校現場において確実に発生します。DXが真に効果を発揮するためには、新たなシステムの導入だけでなく、それを支える人的・財政的基盤の整備も必要です。

特に高等学校では、情報教育の充実やAI活用の推進に伴い、設備更新やネットワーク環境整備の重要性が一層高まります。地方自治体の財政状況によって学校間格差が生じることのないよう、継続的かつ安定的な財政支援をお願いしたいと考えます。

さらに、学校事務職員は学校経営を支える専門職として、データ活用や財務マネジメントの観点からDXを推進する役割を担っています。今後は学校事務職員の専門性向上のための研修や人材育成についても積極的な支援をお願いしたいと考えます。

3 多様な学びを支える教育条件整備について

今回の概算要求では、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援、英語教育の強化、情報活用能力の向上など、多様な学びへの対応が示されています。すべての子供たちの可能性を伸ばし、多様性を包摂する教育の実現は非常に重要であり、高等学校においても期待が高まっています。

しかし、その実現には教職員の専門性だけでなく、人的配置や予算措置、施設設備の整備など教育条件の充実が不可欠です。教育改革が現場の負担増に終わることなく、実効性のあるものとなるためには、学校を支える事務職員や専門スタッフを含めたチーム学校の体制強化が重要であると考えます。

また、今後の教育課程の柔軟化や探究的な学びの充実に伴い、地域や大学、企業等との連携もさらに進展すると考えられます。その際には、契約事務や予算調整、各種手続の面から学校事務職員が重要な役割を果たすことになります。教育活動の充実と学校経営の質の向上に向け、多様な専門性を有する教職員と相互に連携し、それぞれの強みを発揮できる学校運営体制の整備が進むことを期待します。

おわりに

次期学習指導要領は、AI時代や予測困難な社会を見据え、子供たちの主体的な学びや情報活用能力、多様な個性を生かす教育の実現を目指すものであり、その方向性は大変意義深いものです。

全国公立高等学校事務職員協会としては、その理念の実現に向けて積極的に協力してまいります。そのためにも、教育内容の改革と併せて、学校運営を支える人的・財政的基盤の整備、学校DXの推進、働き方改革の一層の充実をお願いし、学校事務職員も含めた「チーム学校」による持続可能な教育環境の構築を強く期待します。

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見書

日本教職員組合 中央執行委員長 梶原 貴

はじめに

日頃より子ども・学校のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、中教審教育課程部会教育課程企画特別部会において「審議まとめ」が出されました。また、現在「教育課程の柔軟化にとりくむサキドリ研究校」の実践事例についても情報発信され、調整授業時数制度を取り入れた教育課程の編成等について、広く周知がはかられているところです。

子どもをとりまく状況は、いじめの認知件数、自死・虐待・不登校が増え続け、特に小・中学校における不登校は2008年学習指導要領改訂から増加傾向にあり、現行学習指導要領実施以降は急増し過去最多となっています。さらに、外国につながる子どもの増加など多様な子への対応が求められ、学校現場の課題は複雑化しています。

こうした中、学習指導要領改訂の対応にとどまらず教職員の業務は年々増え続け、負担感も一層増し、学校の働き方改革はいまだ十分とは言えません。また、病気休職者や離職者等も増加している状態に加え、過酷な職場環境が社会的に認知されたことで教員採用試験の倍率低下に歯止めがかからず、代替配置もできない慢性的な教職員不足はさらなる長時間労働を招いています。すべての子どもにゆたかな学びを保障し、子ども同士、子どもと教職員がむき合う時間を十分に確保できる教育課程とするには、教員の持ち授業時間数を減らし、ゆとりをもって授業準備・教材研究等に専念できるよう、教職員定数改善をはじめ教育条件整備を一体的にすすめることが重要です。

つきましては、学習指導要領改訂において、特に検討を要する点についてとりまとめましたので、今後の審議に反映して頂くことを切に願い、取扱いのほどよろしくお願いいたします。

1 標準総授業時数を子どもと教職員の負担を加味したものとする

日教組は、標準総授業時数を小学校週25時間（年875時間）、中学校週27時間（年945時間）とすることを引き続き提言します。社会の変化と要求に応じて学習すべき内容が増えることは理解しますが、1日の時間には限りがあり、子どもの心身の安全を守ることも必要です。教育史研究や教育調査において、「1日の授業時間の多さが子どもたちにゆとりをなくしている」「授業の準備や対話の時間が減り、授業を充実させることが難しい」といった声が多く寄せられています。「深い学びの実現に多様な児童生徒が取り組めるようにするためには、どのような授業時数の設定であるべきかの審議に時間をかけ、合意形成をはかることが求められています。

また、「令和7年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果について（以下、調査結果）」によると、標準授業時数を大きく上回って（1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施している学校の割合は、小5が1.8%、中2が2.5%と現存しています。これは、教科書全頁を終わらせることと標準授業時数を必ず達成することが最優先され、不測の事態に備え大幅に上回る編成をしているためです。現行学習指導要領解説に「不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない」とあるものの、これが上回る現状を是正するものにはなりません。したがって、標準授業時数を「最低基準」とした2003年通知を見直し、学校裁量を拡充させ真に弾力性のある授業時数の運用とすべきです。

2 各教科等の内容精選を教科書作成へ確実に反映させること

学習指導要領改訂の度に学習内容が難解になり、1単位時間あたりの教科書頁数は約1.2～1.3倍（小学校）と増えたことは文科省調査からも明らかになっており、子どもの負担となっていることが指摘されています。また現場からは、「学習内容が多すぎるため、時数を減らしたくても減らせない」という声もあります。さらに、学習内容の定着を目的に大量の練習問題が記載され、それらを授業時間外にとりくむことも求められています。こうした練習問題や各学年で「繰り返し」となっている内容の削減・統合等を着実にを行い、大幅な教科書の頁数減へ反映させることを求めます。

3 小「情報の領域」、中「情報・技術科」の新設については教職員の負担増とならないよう十分な教育条件整備を行うこと

小学校「総合的な探究の時間」における「情報の領域」、中学校「情報・技術科」が新設されることにともない、標準総授業時数を増加させることなく必要な授業時数を確保するためとして、既存の各教科の授業時数を一定程度減ずる方向が示されています。各教科については、現在と同内容をより短い授業時数で扱うことにならないよう、授業時数の縮減に見合った学習内容の整理・精選を着実にを行うことと、その内容を明確にするとともに授業者の負担とならないようにすることを求めます。

また、新設にともない、学習内容や授業時数に関する検討がすすめられる一方、これを担う教員の確保については、現行の技術科免許状保有者の確保に加え、情報領域を担当するための免許制度の在り方や教員資格認定試験の活用等が検討されている段階にあり、必要な教員をどのようにどの程度確保するかについて具体的な見通しが示されていません。技術科は現状においても臨時免許状所有者や免許外教科担任に頼る実態となっており、配置が整わないままの実施は新たな負担を強いることになります。まずは着実な定数増等の人員配置とし、さらに授業者に必要な研修については、働き方改革と逆行することのないよう、勤務時間内に研修機会を保障することを求めます。

4 特別活動の時間をゆたかにすること

「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」は、子どもの権利条約の4原則の具現化によって実現されると考えます。特別活動は、子ども自身が「主体的・実践的に創っていく領域」であり、今回の「審議まとめ」においても「意見表明」や「学校運営協議会や地域社会等への参画の推進」などが明記されています。すべての子ども・若者が、意見を表明し、学校生活や学校づくりに参画するためには、学校教育において子どもが話し合い、考え、決めることのできる時間を十分に確保することが重要です。子どもがゆとりを持って考える探究活動の時間や、意見を交流し子どもの力で創造する児童会・生徒会活動等の時間を確保する必要があります。

現行制度では、特別活動のうち学級活動には標準授業時数が定められている一方、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事については定められておらず、各学校がその内容に応じて適切な時数を充てることとされています。学習指導要領に位置付けられ実施される教育活動にもかかわらず、標準総授業時数の外側で確保しなければならないことは、教育課程を過密化させ、子どもと教職員双方の時間的な余裕を失わせるとともに、教職員の業務負担を増大させる一因となっています。

日教組はこれまで特別活動を現行の35時間から70時間(1989年学習指導要領改訂)に戻すことを提案してきましたが、子どもの意見表明や参画、協働、学校行事等の「多様な経験」を保障する時間として教育課程の中に実質的に確保することを求めます。

5 高校における教育課程の柔軟化は負担増とさせず教育条件の抜本的改善を行うこと

新単位制度の導入、科目の柔軟な組み替え・減単、外部試験による履修免除・振替の制度など「柔軟な教育課程」は、「多様な生徒への対応」「多様な学びの実現」などの理念は理解できる一方、教育課程編成・時間割作成・履修管理などが一層複雑化し多忙化を助長させるとともに、学校間格差の拡大や各校に特色化をめぐる過度な競争を強いるおそれがあります。

こうしたことから、教育課程編成や履修管理等に係る負担を軽減し、一層の校務DX等推進のための財政措置を求めます。また、校務対応の時間を勤務時間内に確保するため、高校35人学級化、基礎定数の改善、小規模校の教員配置の保障、校務担当教職員の基礎定数化などの抜本的な改善を求めます。

6 高校入試のあり方について改善を着実にを行うこと

中学校では、高校入試を意識した点数学力偏重の授業を求められる傾向が強く、学習内容の精選が実現されたとしても、高校入試の改善が同時に行われない限り、授業改善は難しい現状があります。日教組はこれまで希望者全入を求めてきましたが、選抜機能の縮小をはじめ、大学入試も含めた抜本的な入試制度改善と、学習指導要領の内容精選は一体的にとりくむべきです。

7 調整授業時数制度をカリキュラム・オーバーロードの解消につながるものとする

日教組はあくまでも標準総授業時数の削減を求めてきました。しかし、削減が難しいとされる現状において、導入予定の「調整授業時数制度」については、カリキュラム・オーバーロードを緩和し、子どものゆたかな学びと教職員の教材研究・研修等の時間を保障する方策の一つと捉えています。その上で、まず「調整授業時数制度」について任意の運用であることとあわせ、運用しない判断を学校評価や予算配分上の不利益等には結び付けさせないことの周知・徹底を求めます。また、運用する場合においては、研究・研修等枠の上限週1コマ程度(年間35時間)は十分とは言えません。現状では、教材研究・準備に充てる時間の確保がきわめて難しく、授業改善を着実にすすめるためにも、研究・研修等枠の上限を引き上げ、各学校が実態に応じて必要な時間を確保できる制度とすることを求めます。

調整授業時数を「既存教科等への上乗せ」や「教科新設」に充てる場合、「裁量的な時間」とは異なり独立した上限を設けないこととされています。しかし、調整授業時数の多くが特定の教科等への上乗せや新教科に充てられれば、当該教科の時数が肥大化して教育課程全体のバランスを損なうだけでなく、教員の持ち授業時数の増加や、子どもと教職員の「余白」の確保につながらないことが懸念されます。

このため、「既存教科等への上乗せ」及び「教科新設」についても一定の上限を設定し、調整授業時数が特定の教科等に過度に集中しない仕組みとすべきです。また、制度の導入が学校現場の業務負担の増加につながらないよう、計画・報告等は必要最小限とし、簡便な手続きとすることを求めます。

8 学習指導要領から部活動の記載削除を再検討すること

2024 年に学習指導要領解説が一部改訂され、部活動の位置づけとして、「すべての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである」ことが記載されました。しかし「部活動は学校で行うもの」という認識が根強く残る要因となっています。2025 年には「部活動改革に関する新たなガイドライン」も出され、一層地域移行がすすむよう働きかけはされているものの、学習指導要領に記載がある限り「教職員が指導すべきもの、かかわるべきもの」と認識され、多忙化解消促進と逆行するものです。

日教組は、部活動は「教育課程外の活動」との解説の明記が、学校から切り離し一層地域移行をすすめることを意味しているのとらえています。部活動は地域で支える活動とするためにも、学習指導要領から部活動の記載の削除を再検討すべきです。

9 通常の学級で共に学ぶ権利を中心に、インクルーシブ教育を具体化すること

障害のある子どもが、障害を理由に通常の教育制度から排除されず、通常の学級への就学及び継続的な学びを実質的に保障されるための制度を整備する必要があります。教職員配置、支援員、合理的配慮、教材、情報保障及び施設整備を国の責任で充実することが重要です。少子化にもかかわらず分離・別学を加速させている「インクルーシブ教育システム」からの転換とあわせて、明記された「社会モデル」からさらに発展した「人権モデル」を基本とし、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る」（学校教育法第 72 条）とした「医療モデル」からの見直しを要望します。

10 外国につながる子どもの教育について

日本政府は、国連子どもの権利委員会および人種差別撤廃委員会等からアイヌや琉球をはじめとするマイノリティや先住民の子どもに対して、マイノリティの言語で、もしくはその言語について教育を受ける機会を保障するよう、くり返し指摘・勧告されています。このことは、外国につながる子どもの急増にともない、先住民にとらわれずどこにルーツがあっても日本で暮らす子どもすべてに当てはまる指摘と言えます。

「外国人児童生徒等の教育の充実」において、日本語能力の補充、協働に必要な資質・能力の育成が記載されていますが、外国につながる子どものアイデンティティの確立に不可欠である母語・母文化教育を受ける権利も同様に保障する観点を明記する必要があります。

11 共に育ち共に学ぶ「幼児教育」とすること

日教組はこれまで、様々なつながりの中で共に育つ、共に学ぶ幼児教育を大切にしてきました。しかし、現行学習指導要領から明記された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」により、個人で「できるようになること」を求める教育ととらえる傾向があります。また、幼小の接続をはかる「架け橋期のカリキュラム」や「0 歳から 18 歳までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の一貫性」が明記されたことにより、多様な子どもの姿が尊重されない懸念もあります。研修等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は「到達目標ではない」ということが周知されていることは承知していますが、今改訂においても明記すべきです。また、子どもの自発的な遊びから「遊びの深まり」を実現するには、子どものあるがままの姿を支える幼稚園教員等のかかわりが重要です。そのため、教職員の時間的・精神的余裕が不可欠であり、人員配置や環境整備が必要です。

終わりに

子どもも教職員も苦しんでいる「カリキュラム・オーバーロード」を解消し、「楽しい学校」「わかる授業」としていくことが不可欠です。そのため、学習指導要領および教育課程は、現場の実態を十分に把握したうえでの不断の見直しが必要です。あわせて、「審議のまとめ」に記載されている「教職員指導体制の整備・充実等」において、「業務の三分類」に応じた業務改善や環境整備の推進、部活動における休養日の設定の徹底や外部人材の活用などの運営の適正化、勤務時間管理の適正化等を現場の実態に応じて確実に実行されなければなりません。

日教組は引き続き、子どもに寄り添う学校現場の仲間の声をもとに、子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ、学校の働き方改革の推進とともに教職員定数の改善など財政措置の実現を求めます。

令和8年10月15日

公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長 福井 直美

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見発表

本日は「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見発表の機会をいただき誠にありがとうございます。

本会は幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児を対象とした幼児教育 施設の教育・保育の在り方に関する研究等を行うとともに、地域社会、家庭の教育力向上に対する支援を行い、我が国の幼児教育の振興に寄与することを目的とする団体です。

変化の激しい不確実な未来においても自分らしさを大切に、他者とつながりながら自己を発揮して生きていかれるようにと願い「一人一人のレジリエンスを支えるために」をテーマに現在研究に取り組んでいるところです。

この度の取りまとめにつきましては0歳から18歳までの「学び」を見通した内容の改善等、今後の幼児教育の質の向上に向けた重要な方向性が示されたものと受け止めています。その上で、幼稚園・保育所・認定こども園等 が共に学び、研究を重ねてきた本会の立場から、7点意見を述べさせていただきます。

1. 乳幼児に対して質の高い幼児教育を提供する

「0歳から18歳までの『学び』を見通した内容の改善」が示され、学びが乳児期から連続していることを明確にしていることは重要と受け止めている。一方、0～2歳までの間、保育所や認定こども園等に在籍せず家庭で育つ子供や、「こども誰でも通園制度」「未就園児を対象とする保育」などを利用する子供など、その生活や経験は多様である。「0歳からの学び」が、0歳から施設等で教育を受けることを意味するものではなく、家庭での生活も含めた一人一人の育ちや学びを連続的に捉えるものであることが、保護者にも適切に伝わるようにすることが重要である。その上で、一人一人のそれまでの多様な生活や経験、学びを、幼稚園や認定こども園における満3歳以降の教育 にどのようにつないでいくことが期待されているのかについて、より具体的に示していただきたい。

2. 現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性

幼稚園・保育所・認定こども園に通う乳幼児に対して、施設類型に関わらず、内容の整合性が図られた幼児教育の充実が進められている。

しかし「幼児期にふさわしい生活の展開」「遊びを通しての総合的な指導」に関して、その理解と実践が各園による違いがあり、なかなかかみ合わないことがある。幼児教育施

設と小学校との縦の連携と同様に、さらに幼児教育施設間の横の連携を図ることで、幼児教育の充実につながるのではないかと。本会は幼稚園・保育所・認定こども園の会員が共に学ぶ機会をつくっていく必要性を実感している。また、行政が施設類型に関わらない幼児教育施設同士の連携を支援する仕組みづくりが必要である。

3. 内容の改善の在り方について

- 0～18歳までを見通した教育に関して、幼児教育においては0～2歳までの発達や学びを3歳からの教育につなげ、さらに小学校教育につなげていく必要性は実感している。
- 体験の充実と身体感覚の育成、協同していく力、言葉の育ちが幼児教育には必要であることが理解できる。未来にたくましく生きる力の基礎として、本会でも研究会の中で深めていきたい。
- 教育課程に係る教育時間終了後に行う教育活動に関しても各園に任されており、教育活動であることの理解が十分とはいえない。豊かな体験の場となるよう環境や援助の工夫が重要である。預かり保育を教育活動として充実させるには、最低限の人的配置基準の整備が不可欠である。

4. 指導・評価の改善充実の在り方

- 指導の改善のために幼児理解に基づいた評価を行い、遊びの中の学びを見取る視点が幼稚園・保育所・認定こども園で共有されることができるとを願っている。
その基本となるのは各園の教育目標や長期の指導計画であるが、これも幼稚園教育要領等の理解が様々で、カリキュラムが詰まりすぎて、遊びの時間が継続しないという現状もある。その改善がないと指導・評価に至らない。
- ICTの活用については、全国的にばらつきがみられるが、体験を阻害する活用についての留意点を示すことは必要である。一方、乳幼児を取り巻く生活環境にICTが当たり前前に存在する今日、直接体験を十分に保障することを前提としながら、乳幼児期にふさわしいICTとの関わり方や情報活用の素地をどのように考えるのかについても、今後検討する必要がある。

5. 特別な配慮を必要とする乳幼児への指導や支援の改善充実の在り方

特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の視点から、全ての乳幼児一人一人の発達の特性や興味・関心に応じた援助の重要性が示されていることは幼児教育の基本に立つものであり、大切に受け止めたい。

特に外国人乳幼児等への言葉の育ちを捉え、言葉を育むことが重要である。本会では外国人幼児への支援の研究にも取り組んだが、取りまとめにおいて、日本語の力を育むこ

との重要性とともに、母語での声掛けや表示、遊びを取り入れるなど、外国人乳幼児が安心して自己を発揮できる環境の重要性も示されていることは、安心感や信頼感を育む上で重要である。

6. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方

架け橋期のカリキュラムの作成や合同での研修会が各地域で開催され、成果が上がってきていることは確かに感じる。一方、カリキュラムのモデルがあっても各地域の園・小学校の実情が異なるので十分活用できない現状がある。互いの保育・教育を直接見合う機会がさらに必要である。大切なことは、互いの保育・教育を直接見合う機会ももちながら、何が実践できて何が困難だったかを共に振り返り、相互理解を深め指導の改善や架け橋期のカリキュラムの見直しを行うことである。また、学びの接続は5歳児と1年生だけの課題ではなく、1年生から2年生へ、さらに高学年へとつながっていくものであり、学校全体で共有していただくことを期待する。また、指導要録等についても、単なる情報伝達にとどまらず、幼児期の育ちや学びを小学校側と共有するための資料として、より有効に活用されることが望まれる。

7. 各幼稚園・保育所・認定こども園の幼児教育を支える地域の体制の在り方

地域において部局間の連携等行政の関わりが示されたことに大いに期待する。

『幼児教育』との表記に関しては、0歳児も含み、『0歳からの学びのつながり』が重視されるよう、説明や周知において工夫する必要があると考える。

幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーや指導主事、児童福祉部局における専門人材の育成・配置等は、施設類型を超えて学び合い、質の高い幼児教育を保障していく上で重要である。地域による支援体制の大きな格差が生じることのないよう、喫緊の課題として位置付け、国及び自治体が具体的な体制整備を進めることを期待する。

まとめ

「審議のまとめ」について、その理念は妥当であり概ね支持しております。しかし、理念を実現するために必要な●人的配置●環境整備●幼稚園・こども園の存続・専門職の処遇改善等が示されていないため、現場では実現が困難な状況が続いています。実効性を高めるためには、理念とともに、その実現条件に関して、国として明確に位置付け、各都道府県・市区町村等の行政に確実に届く仕組みをつくられることを強く求めます。

以上

令和8年10月15日

中央教育審議会初等中等教育分科会

教育課程部会教育課程企画特別部会 御中

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見発表

本会は、「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下「審議まとめ」という。）を踏まえ、幼児教育の知見を幼・小・中・高を通じた教育の改善に生かすことを要望し、以下のとおり意見を申し上げます。

1 子供の育ちを取り巻く課題を共有し、幼児教育の基盤的役割を明確にすること

子供の育ちや学びを支えるためには、少子化や子育て環境の変化に加え、不登校やいじめ等の課題を、教育段階や施設類型を越えて共有することが重要です。これらの課題の背景は多様であることを踏まえ、乳幼児期からの育ちと学びの連続性に着目し、各段階で必要な支援と教育の改善を検討することを求めます。

「審議まとめ」では、家庭や地域で戸外遊びの機会が減少していることや、家族以外の人と関わる経験が少ないことなど、乳幼児の体験に関する課題が示されています（審議まとめ103ページ）。また、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等を背景とする子育て支援の必要性も示されています（審議まとめ104ページ）。これらの課題を関係者が共有し、乳幼児の生活全体を支える観点から、教育・保育の改善と家庭・地域への支援を一体的に進めることを要望します。

また、園の取組を在園時間の長さや小学校以降の教育内容の先取りで評価するのではなく、乳幼児期にふさわしい生活と自発的な遊びの充実を重視することを、保護者にも分かりやすく示す必要があります。在園時間が長い乳幼児については、一人一人の生活のリズムに配慮し、園と家庭での生活の連続性を確保するという「審議まとめ」の考え方を、具体的な実践につなげることを求めます（審議まとめ110ページ）。

「審議まとめ」は、幼児教育が小・中・高等学校の教育課程の変革を支える基盤的役割を果たすとしています（審議まとめ105ページ）。この方向性を支持するとともに、その役割を次期学習指導要領等の基本的な考え方にも明確に位置付け、幼児教育で蓄積されてきた、一人一人の生活や主体性を尊重する知見を、その後の教育の改善に生かすことを強く要望します。

幼児教育と小学校教育との接続は「架け橋期のカリキュラム」にとどまりません。各教育段階の発達の特性と専門性を踏まえながら、幼児教育の知見が「主体的・対話的で深い学び」や「好きを育み、得意を伸ばす」、「多様な子供を包摂する教育」など、小学校以上の教育現場でも実現していける教育課程の改善となっていく必要性を感じています。

2 環境を通して行う教育の意義を共有し、小学校以降の教育に生かすこと

「審議まとめ」は、幼児教育が「環境を通して行う」ことを基本とし、直接的・具体的な体験を通して資質・能力を育むことを示しています（審議まとめ 102 ページ）。また、幼児教育と小学校教育との接続において、互いの教育への共通理解を図り、それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実を目指しており（審議まとめ 111、489 ページ）、この方向性を支持します。

その上で、乳幼児を自ら環境に関わり学ぶ主体として捉え、一人一人への理解と教育的意図に基づいて環境を構成・再構成し、必要な援助を行うという幼児教育の実践の意義を、小学校以降の教師や保護者にも伝わるよう、解説・参考資料や研修等で具体的に示して頂きたいです。資料編には、環境との関わりを通して心情、意欲、態度が育まれ、思考と知識の基盤が育つ関係が示されています（審議まとめ 486 ページ）。こうした知見を、各教科等の体系的な指導の意義を踏まえつつ、子供の興味・関心や主体的な活動を支える環境づくりに生かすことを求めます。「環境を通して行う教育」は、単なる教育方法のみならず、保育者や教師の「子ども観」にも大きく関わってきます。基礎的環境整備の充実や合理的配慮の提供も含め、子供一人一人に応じた教育や支援のあり方が子供に添う形で変わっていくためには、保育者や教師の子ども観の転換が求められているからです。

3 遊びと学びの関係を明確にし、乳幼児期にふさわしい生活を保障すること

「審議まとめ」は、資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現を重視し、遊びを通して「好き」や「得意」を見付け、広げ、深める直接的・具体的な体験の充実を示しています（審議まとめ 105、483 ページ）。資料編には、車輪を転がす遊びの例に加え、遊びの中の学びを見取り、環境の構成・再構成や援助を通して遊びを深める過程が示されており（審議まとめ 483、485 ページ）、この方向性を支持します。

小学校以降の教育とのつながりを一層明確にするために、資料に示された考え方を基に、乳幼児が夢中になって遊ぶ中で、問いを持ち、試し、他者と関わりながら考えを深めていく過程を、実践例や研究知見によって分かりやすく伝えることを求めます。その際、子供の主体性を尊重することと、教育的意図に基づく環境構成や援助を行うことを、一体の営みとして示すことが重要であることから、養護を基盤として、安心して過ごせる生活や他者との関係の中で育ちと学びを支えるという考え方を、日々の実践に結び付けて頂きたいです（審議まとめ 102、110 ページ）。乳幼児期にふさわしい生活や遊びの充実、さらには暮らしのあり方が、小学校以降の各教科等の学習につながることを、教育内容の先取りと混同されない形で示すことを要望します（審議まとめ 106、489 ページ）。

4 乳幼児理解に基づく評価の知見を共有し、指導と評価の改善につなげること

「審議まとめ」は、乳幼児一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善を図るため、乳幼児理解に基づく評価を行うことを示しています（審議まとめ 109 ページ）。資料編でも、評価の妥当性や信頼性を高めるため、記録に基づく振り返りや同僚等との対話を通して乳幼児を多面的に捉え、指導計画、環境構成、援助を改善する過程が示されています（審議まとめ 488 ページ）。この考え方を、各園の実践の充実と、小学校以降の指導と評価の改善に生かすことを求めます。

小学校以降においても、評価材料を形式的に集めることに偏らず、一人一人のよさや成長、学びの過程を丁寧につまみ、指導の改善に生かす評価を充実させることを求めます。その際、幼児教育の評価方法を参考に、各教育段階の発達特性や、各教科等の目標・内容に応じて、その知見を生かすことが重要です。

「審議まとめ」が示す、小学校とも学び合い、遊びを通して育まれた資質・能力をその後の学びの深まりにつなげる方向性を、具体的な取組として推進して頂きたいです（審議まとめ 109 ページ）。子供の思いや声を受け止め、記録を基に教師同士が対話し、学習環境や援助を見直す方法を、解説・参考資料や研修等で紹介することを求めます。

また、特に子供の声を丁寧に聴いて環境を再構成していくといった記録や計画の仕方は、ウェブなどの活用も含めて、学習指導要領等の改訂の際に、指導書などでもっと小学校以上の場にも紹介されるべきだと考えています。さらに、ICTによる記録の共有なども活用しつつ、記録の作成自体が目的となったり、現場の過度な負担となったりしないような配慮を求めます。

子供が自分のよさや成長を実感できる評価は、安心して学びに向かうための支えになると考えます。一人一人の状況に応じた支援と併せて、指導と評価の改善を進めることを要望します。

5 家庭や地域との連携と子育て支援を教育段階を越えて充実させること

「審議まとめ」は、0歳から18歳までの育ちと学びの連続性・一貫性を重視しています（審議まとめ108ページ）。また、幼児教育施設と家庭が乳幼児の育ちや学びを共に支える関係にあることを踏まえ、信頼関係の構築、子育て支援、地域の関係機関との連携を示しています（審議まとめ112ページ）。この方向性を支持するとともに、小学校以降でも家庭・地域との協働が継続するよう、教育段階間で考え方と取組を共有することを求めます。

次期学習指導要領等の改訂に当たっては、教育の基本的な考え方や改善の方向性を保護者に分かりやすく伝え、対話を通して理解を深める取組を充実させて頂きたいです。「架け橋期のカリキュラム」の推進においても、幼児教育施設と小学校の教職員間の連携に加え、保護者が遊びを通じた学びを理解しその学びが小学校へつながっていることを、広く社会に情報発信や情報提供していくことを要望します。家庭の状況や支援ニーズの多様性を踏まえ、保護者との協働と、地域の関係機関による継続的な支援を進めることが重要です。これらの取組を現場で継続できるよう、「審議まとめ」が示す幼児教育センターや架け橋期のコーディネーター等による支援を具体化し、園・校に過度な負担が生じない体制を整えることを求めます（審議まとめ111、112、490ページ）。

以上、幼児教育の知見を生かし、子供を中心に据えた教育を幼・小・中・高を通じて実現する観点から、意見を申し述べました。御検討をお願い申し上げます。

以 上

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見発表

令和8年10月15日
教育課程企画特別部会
資料 2 - 3

- 宛 先 中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会 御中
- 発表者 一般社団法人 認定こども園連盟
理事 小笠原 文孝
- 日 時 令和8年10月15日

意見1

5つの領域－資質能力－「10の姿」の関係性について

「一方、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の在り方については、育みたい資質・能力や5つの領域のねらい及び内容との関係性が十分整理されておらず・・・加えて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用に重点が置かれ過ぎる実践も多くなっており、本来、資質・能力の育成に向けては、5つの領域のねらい及び内容に基づいた実践の構想に創意工夫が行われるべきところ、そうした実践の構想に課題があるという指摘もある。こうした課題は、「育みたい資質・能力」、「5つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、それらの関係性が不明確であることや、整合性が確保されていない部分があることが要因と考えられます」（審議まとめ-103pより）

■ 現状の課題

- ・要領の章立てにより三者が分離して示されており、並列的に理解される傾向がある。
- ・「10の姿＝到達目標」「修了時＝5歳児の到達目標」と誤読される懸念がある。また、5つの領域をもとにした実践の構想に課題があるとの指摘がある。

■ 改善の提案

① 5つの領域をもとに教育・保育を計画する



② 遊びや生活を通して資質・能力が育まれる



③ 育ちが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として表れる

「例えば、『資質・能力』とは、幼児の内側に育っていく力のことで、園での5つの領域にわたる遊びの経験を積み重ねることで、その内側の力が徐々に引き出され、育っていく。そして、その育ちが形となって表れるのが、園の修了時に示される『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』である。」といった説明を加えることなども考えられるのではないかな。

意見2

養護と教育の一体的理解について

「保育所においては、『養護及び教育を一体的に行うこと』とされているものの、その意味や具体的な実践の在り方については、現場によって理解の程度にばらつきがあり、実践上の混乱が生じているとの指摘がある。」（審議まとめ-103pより）

■ 現状の課題

- ・保育所指針の第3章に「養護に関わるねらい及び内容」が明記されていることから、養護を教育内容と同列の「第6の領域」として捉えてしまう誤解が現場に広がっている。
- ・養護と教育は日々の保育実践の中で不可分に存在し、同時に行われる行為で、保育士は両者を一体的に行っているのが実態だが、指導計画においては養護欄を独立して設け、指針の語句をそのまま転載するにとどまるケースが散見される。

■ 本来の在り方

- ・養護は園児から見れば「保育士から世話を受ける行為」であり、その行為を通して園児が自ら学び、徐々に身につけていくもの。したがって、保育士は単に世話を提供するだけでなく、将来的に園児が自分でできるようになることを見据え、表情・身振り・語りかけを通じて自発性・自主性を育む役割を担っている。

■ 改善の提案

- ・「養護は子供が保育士から世話を受ける行為であり、教育内容の一領域ではない」こと、「養護は各領域の活動と一体的に機能するものである」という点を記述していただくことで実践上の混乱の回避が期待できるのではないかな。
- ・養護は各領域ではないということが読み取れるよう、構成や表現について工夫をいただくと現場理解が進むのではないかな。
- ・指導計画における養護の記述方法について、形式的な養護欄の独立記述を是正できるよう、一体的な記述のモデル例を提示することをご検討いただきたい。
- ・養護と教育の関係性を図示するなど、視覚的に整理した解説を指針本文または解説書に追加していただくことで理解が深まるのではないかな。

意見 3 保育所及び幼保連携型認定こども園における養護等の改善充実について

「また、特に0～2歳児においては、一日の生活の流れを考慮して、食事、睡眠、休息、遊びなどが無理なく営まれるよう配慮が必要。とりわけ在園時間が長時間にわたる乳幼児には、一人一人の生活のリズムに配慮し、園と家庭での生活の連続性を確保したり、保育の内容や方法を工夫したりするなどの配慮が必要。（審議まとめ-110pより）」

■ 乳児保育におけるデイリープログラムの必要性

- ・乳児が無理なく生活を営むことができるようにするには、個別性を踏まえた一日の保育の流れを計画的に把握する仕組みが不可欠と考える。
- ・特に移行する乳児の睡眠リズムの特徴を踏まえたデイリープログラムが必要であり、誤嚥事故防止にも有効ではないか。

■ 生活リズムの個別性への対応とデイリープログラムの役割

- ・乳児期の生活リズムの個別性に対応するには、保育士等は、乳児の欲求や状態を丁寧に読み取り、睡眠・食事・休息・遊び・個別的な関わりの時間を柔軟に調整する必要があり、こうした調整を確実に行うためには、職員間で乳児の生活リズムや一日の流れを共有できる仕組みが不可欠であり、デイリープログラムがその役割を果たせるのでは。
- ・長時間保育では、園と家庭の生活の連続性に配慮する必要があり、デイリープログラムを活用することで、保育の一貫性と安全性が高まる。

■ 改善の提案

「1日の活動の時間のつながりへの配慮」として乳児期の睡眠リズムを踏まえたデイリープログラムの必要性について明記することをご検討いただきたい

→一斉保育への警鐘として明記し、事故防止・個別対応の質向上を図ることとしてはどうか

意見 4 幼児教育と小学校教育との円滑な接続について

「この際、幼稚園・保育所・認定こども園においては、幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取り、幼児教育で育まれた資質・能力について、小学校関係者等と対話をするための資料（「対話のための資料」）を作成・活用するなど対話を通じて小学校関係者等に共有を図ることが重要。（審議まとめ-111pより）」

■ 指導要録の現状と課題

- ・保育教諭も保護者からも「育ちの過程」ではなく「園児の評価書」と受け取られるようになり、本来の目的が十分に果たされていない。また、保護者閲覧を意識するあまり、必要な情報を率直に記述しにくい。※情報開示の在り方
- ・小学校側が指導要録を十分に活用していない例が多く、形骸化している例がある。
- ・0歳から就学前まで一括記述することへの負担感と意義への疑問がある。

■ 本来の在り方

- ・指導要録は園児を評価するための書類ではなく、園児の個性や得意なこと、困難を感じやすい場面、安心して力を発揮できる関わり方などを正確に理解してもらうための情報を引き継ぐもの
- ・指導要録は、法令に基づく「原簿」であり、国も「幼児期と学童期の接続を不断に改善する」ための中心的ツールであると位置づけています。子どもの育ちの連続性を保障するために不可欠な資料である

■ 改善の提案

- ・就学前の情報提供に重点化するなど、制度の目的と実務負担のバランスを再検討する余地があるのではないか
- ・子どもの育ちを小学校へつなぐ架け橋として実質的に機能させることが重要であることから、個人情報の保護と情報開示の在り方、保護者への説明等に十分配慮した上で、必要な情報を率直に記述できる方策をご検討いただきたい

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
次期学習指導要領等に向けた審議のまとめに対する意見

公益社団法人 全国学校栄養士協議会
会 長 長島 美保子

全国の栄養教諭等で組織する本協議会の立場から意見を述べさせていただきます。
近年、世帯構造やライフスタイルの多様化、様々な価値観に伴う生活状況の変化などにより、児童生徒も健全な食生活を送ることが困難な状況が増えております。

また、食に関する健康課題を有する児童生徒も増加傾向にあり、偏食、肥満・痩身、食物アレルギー等に加え、発達障害・知的障害・運動機能障害・感覚情報処理困難・摂食・嚥下機能困難などを有するケースもあり、児童生徒が抱える様々な食に関する健康課題に対応することも増えてきました。これらは、学級担任だけでは対応仕切れない困難な場合が多く、栄養学等の専門的知見を有する栄養教諭が適切に関わり、養護教諭や関係医療機関等との連携のもと、該当児童生徒や保護者への適切な指導助言を行い、改善を目指すことが求められています。

成長期の偏った栄養摂取や不規則な食生活は、児童生徒の生涯にわたる健康に大きく影響することから、正しい知識を身に付け、健康的な生活習慣を体得し実践することが必要だと考えます。

今回の学習指導要領改訂では、多様な子供たちの深い学びを確かなものにするための基盤となる考え方が示されており、特に変化が激しく不確実性の高まる社会にあって、人生100年時代に向かう児童生徒に、「自ら自分の人生のかじ取りをする力」を身に付けさせようという教育の願い・方向性に深く賛同します。

人が生きていくためには、「食」は最も重要不可欠のものであり、義務教育段階で食育を通して児童生徒に「命をつなぐ食を営む力」と健やかな心身をしっかり身に付けさせることが、将来予測不能な事態に直面した時、その事態を力強く切り開いていく原動力になるものと確信しています。

学校における食育の更なる充実と、中核を担う栄養教諭の位置づけにより、誰一人取り残すことなく全ての子供たちに、一定水準の食育が行われるよう、次期学習指導要領に大きな期待をもって、下記項目により意見を述べます。

1. 次期学習指導要領において、学校における食育の更なる充実を図っていただきたい。

現行学習指導要領総則では、「特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健・体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、

各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と明記されており、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、学校教育活動全体を通して、配慮することと示されています。

児童生徒が自らの生活を見直し、知識を体得して判断し、主体的に行動に移すことができる資質・能力を身に付ける上で、食育は重要な学びの場面となります。

次期学習指導要領においても、「食育」の学びの深化が生きる力の確実な礎となるよう、関連各教科等との連携及び学校教育活動全体で取り組むことの大切さを示していただきたいと思います。

2. 関連教科等における「食に関する指導」に栄養教諭の連携と活用を。

食に関する指導は、次期学習指導要領の基盤となる3つの方向性(①主体的・対話的で深い学び②多様性の包摂③実現可能性の確保)を踏まえた重要な教育活動です。食は、各教科等の学習内容に幅広く関連しており、学校における食育は特定の教科等に位置付けられるものではないが、カリキュラムマネジメントによる教科等横断的な視点に立った学習で教育的効果を目指しています。

しかしながら現状では、食育は、定められた教科書に基づく授業ではないため、栄養教諭等のマンパワーや管理職や教職員の理解や意識の違い及び置かれている環境等により、取り組み内容や児童生徒の食育を受ける機会に格差が生じている現状があります。

食に関する知識に基づき、食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践することができる児童生徒の育成を目指して、全国一律のすべての子供たちに同等水準の食育が行われるためには、学習指導要領や各教科等の解説において、食に関して栄養教諭との連携及び活用について示していただきますようお願いします。

3. 食に関する指導と関連の深い教科領域等について～資質能力の構造化(1)領域等の在り方について～

食育は教科等横断的な取組であり、多くの教科にわたった取り組みをしているところですが、栄養教諭の専門性に基づく連携により、教育的効果が高まるとされる「家庭科」と「特別活動」について述べます。

この度の審議のまとめにおいて、領域の整理がされ、小学校から高等学校まで発達段階を通じて取り組む内容が明確に示されており、系統性・体系性において理解が容易になり、有難く思いました。

家庭科では、A 領域から E(F) 領域までの内容の整理により、各領域の関連性及び小・中・高等学校を通じた系統性・体系性についてもイメージしやすくなっております。栄養教諭が連携することのできる食生活は C 領域となっており、小・中・高等学校を通

してゴールをどこに置くか、見通しをもった指導を展開することができると思います。

この C 領域「食生活」においては、栄養教諭が専門性に基づき取り組むことが可能な分野であり、栄養教諭が家庭科担任等と適切な連携を図り、積極的に授業参画ができるよう示していただければ有難く思います。

次に、特別活動の学級活動(2)「日常生活における自己の成長と健康安全」については、審議のまとめにおいて、小学校・中学校とも「エ 学校給食と食育」と示されています。特別活動の時間に行う食に関する指導は、児童生徒自らが食を通して日常の自己の課題に気付き、具体的な目標を立てて改善に向かい取り組むという実践的な活動につながります。望ましい食習慣や食生活を実現しようとする態度を養う上で、身近で具体性のある授業展開ができます。従来からの6つの食育の視点(*)を踏まえつつ、給食の時間や各教科等における食に関する指導と相互に関連付けて指導を行うことで成果が得られると思います。

エの内容においては、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に担っている栄養教諭と学級担任等が連携することにより、児童生徒の豊かで深い学びにつなげることができると考えます。(※ 食に関する指導の手引き—文部科学省 平成31年 3 月)

4. 調整授業時数制度を活用した新設教科への願い

この度の調整授業時数制度では、学校の裁量的な時間として、柔軟な教育課程が編成できることに期待感をもちました。「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程」の必要性和基本的な方策において、多様な他者とともに学ぶ「学校」という社会の中で、個々の児童生徒が民主的で持続可能な社会の担い手として育っていく事を目指す新設教科の考え方に賛同します。各学校における教育目標を具現化するとき、補うべき内容を盛り込んだ、豊かで楽しい教育プログラムが展開できると期待します。

食育は学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒のすべての活動の原動力である食と健康について学ぶ自己実現可能な領域であると思います。

また、食育では、児童生徒の実態を踏まえて、児童生徒個々の特性や実態に応じた身近な学習支援を行うことで、食育で目指す資質能力の育成に資するという効果的な取組となります。生み出された余白の時間の新設教科では、各学校で取り込まれる個性的で魅力的な授業内容において、食と健康にかかる食育の実践事例が寄せられることを願うとともに、新教科において、児童生徒の「生きる力」の基盤となる食に関する指導の内容が包含され、栄養教諭が他の教員と連携して取り組む機会の増えることを期待します。

文部科学省 中央教育審議会

教育課程企画特別部会 発表資料

「公立文化施設と教育との有機的な連携に向けて」

公益社団法人全国公立文化施設協会（公文協）

○公立の劇場・音楽堂等について

当協会は、全国の都道府県や市区町村等が設置した公立の劇場、音楽堂等（文化ホール、市民会館、県立劇場等）約 1,300 館を会員とする統括組織です。

全国の劇場、音楽堂等は、文部科学省「社会教育調査（令和 6 年度）」によると座席数 300 席以上で 1,800 館（うち公立 1,703 館）。より網羅的な当協会の施設名簿掲載では 2,140 施設と全国津々浦々に展開しています。

演劇やダンス、音楽等の鑑賞公演や学校の吹奏楽部の発表会や地域の文化活動等などを中心に利用されていますが、平成 24 年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」により、国民の生活における公共財としての認知がより明確になり、地域の文化拠点として教育や福祉等他機関との連携、そして「地域社会の絆の維持及び強化」として社会包摂的な役割も付されています。

○子どもに向けた積極的な取組

施設によりその事業展開には濃淡がありますが、舞台芸術のアウトリーチとして教育委員会と連携し、学校施設への音楽や演劇等のワークショップを展開している施設も多く、更により積極的な展開を図っている施設もあります。

サザンクス筑後（福岡県筑後市）では、参加型・表現教育（共育）事業として、1998 年に始まり今も続くのが、「こどものえんげきひろば」。学区を越えた小中高生が毎週土曜日に施設に集い、「遊び」を通じて交流を図り、そして、稽古を重ねて発表公演を行います。「仲間と共に生きる力」を育むことを理念に、活動を通して日常における表現力やコミュニケーション能力を培うことを目的として、これまでに延べ 900 名を超える子供たちが参加し、公

演には地域の方々が集います。同館では他にも小中学校や幼稚園・保育園、社会福祉協議会や不登校の会・子ども食堂等と連携し、公演や演劇プログラムの出前など、施設の中に留まらず多様な取組が継続的に行われています。

○次期学習指導要領に期待すること

子供たちを取り巻く環境は、SNS やバーチャル空間でのやり取り、生成 AI との対話など手っ取り早いコミュニケーション流行りですが、舞台芸術（ライブ芸術）においては、公演鑑賞や交流を通じて、人は人と空間と時間を共有し、その仕草や感情に直接的に向き合い、他人に対してより強い共感を覚えます。育まれた共感力は思いやりや信頼を生み、それは、友情、愛情、家族の絆、チームや組織の結束力、豊かなコミュニティなどを形成する基礎となります。

文化庁の文化審議会文化施設部会においても、今後の文化施設の在り方について、【文化施設をハブとした「創造的循環」の形成】が議論されています。「教育」が学校施設内に留まることなく、地域との連携の中において公立文化施設に対しても、より密接な協働を図っていくことにより、共に新たな価値を生み出すことが期待されます。

審議まとめ P219【①外部人材、文化施設等や地域と連携した学習の充実】として、〈改善の方向性〉が示され、「コーディネーター的な役割を担う人材を配置」や「連携や協働を支援する事業など、国などが学校に必要な支援をおこなっていく」ことの必要性がうたわれています。文化施設部会においても同様に文化施設への専門人材の配置の推進や公益的な事業に対する国や自治体の支援が議論に上っています。

教育現場或いは公立文化施設においても、文化芸術による総合的な教育プログラムを具体的に進めるための人材の育成や確保が必ずしも十分でない状況において、有機的で密接な相互連携を図るに当たり、次期学習指導要領を期に具体的に専門人材の育成と活用の仕組みを整えていくことが求められます。

子供を取り巻く地域社会や家庭環境が大きく変化するなかで、子供の多様で良質な文化体験の機会に格差が生じています。ぜひ、地域の現場で、心の成長のインフラとも言える文化・芸術の豊かな体験ができる環境をともに整えていくことが必要となります。

次期学習指導要領等に向けた審議のまとめに対する意見

令和8年10月15日

公益社団法人全国高等学校文化連盟

公益社団法人全国高等学校文化連盟は、高校生の芸術文化活動を広く支援することにより、高校生の健全な育成に資することを目的に活動を行っている全国組織であり、昭和61年に設立された。47都道府県高等学校（芸術）文化連盟と、演劇・合唱・吹奏楽など19の全国専門部の正会員団体により組織される。今年で第50回となる「全国高等学校総合文化祭」の開催を始めとして高校生の芸術文化活動に関する諸事業や研修会・講習会、調査研究等を行っており、高校生の文化部活動の充実を支援する立場からの意見となる。

1 芸術系教科・科目の学びと文化部活動の親和性

- 第2部各教科等の方向性の「芸術」の改善の方向性に示される「身体性を伴った技能により表現すること」や「他者に共感し感じ方や考え方を深めたり、多様な視点で考えたりすること」の重視、「豊かな社会の創造や幸福な人生」への視点は、文化部活動の内容と合致するものであり賛同できる。
- 高等学校における芸術系教科の学びの目標に鑑みると、「全国高等学校総合文化祭」等への参加は、創造的活動のアウトプットとしてまた鑑賞の場として最適であり、文化部所属生徒のみならず全ての高校生が、同世代の創造する芸術文化の多様な表現に触れる機会となる。
- 高等学校芸術科での「芸術そのものについて学ぶ機会の設定」は、小中学校における学び、教科横断的な学びにおいて、多様な芸術文化について触れることを踏まえているが、それらの学びを高等学校教育でさらに深めるものとして評価できる。小中学校においては音楽、図画工作・美術と教科で分かれていたものが、高等学校では芸術という教科に属するものの科目を学んでいるという認識で終わっている現状を改善する上で重要である。芸術全体のありよう、芸術の本質等を学ぶ上で大変有益なものであり、具体的な学びの場においては演劇や郷土芸能、放送等、多様な芸術文化の部門を有する高等学校文化連盟との連携も期待できる。教科の系統性を堅持しつつ、社会人となる直前の高等学校の段階において、芸術科の教科目標に掲げる「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」の育成を図り、人生を通して芸術や文化と豊かに関わる力を養うことは、高等学校芸術科の位置付けと意義を実効性あるものにする上で重要である。
- 「表現の多様性を実感する機会の充実」を図ることは大変有意義であり、メディア芸術や舞台芸術等を取りあげたり、他教科と連携し教科横断的な学びの視点も大いに取り入れたりすることは重要である。育成を目指す資質・能力について関係する教科の教員間で共通理解を図り連携を深めることで、文化に関する学びの深まりが実現する。特に、芸術系の教科・科目では学校現場において非常勤教員の配置も多く、学校全体としての取組を推進するためにも、教員間で連携を図ることは大切である。このため、219ページの「他教科と連携した学習の充実」の項目において、改善の方向性として「他教科等との連携において、育成を目指す資質・能力について関係教科等の教師間で共通理解を図ること」が示されている点は重要である。表現の多様性を実感する

ことは、それらの表現を受容する寛容性、豊かな感性、創造性を育むものと考え。学校だけでは、多様な文化芸術に対応した学びの深まりには到達しにくいところもあり、「地域社会や文化施設、専門的な人材等との連携や協働」を充実させることが大変重要である。一方、全国の様々な地域の実態を踏まえると、文化施設や芸術団体等が必ずしも充実していないケースも想定され、「表現の多様性を実感する機会」の創出と充実のためには、国や自治体における支援事業の実施が必要不可欠であると考え。

- 高等学校における部活動については、「総則」での記載が検討されているところである。これまでの日本教育の成果は学校教育における部活動がその一端を担っていたとも指摘される。学校卒業後の芸術文化活動においても、学校部活動での経験が基盤になっている例も多い。全国高等学校文化連盟としては、高等学校の文化部活動を支援する立場でもあり、高等学校における持続可能な部活動等の在り方について、現状の検討の方向性で進められることを期待したい。

2 文化芸術活動に係る著作権教育

- 芸術文化活動である文化部活動は、表現活動をととして学校外の実社会と深く関わりが生じている。そのため、様々な著作権を巡る課題やトラブルにも直面する。高等学校芸術科での「芸術そのものについて学ぶ機会」において、法的なトラブルを回避するための具体的な事例を基にした実践的な著作権教育を盛り込んでいく必要性を感じている。

3 多様性の包摂の視点を重視した高等学校文化部活動の在り方

- 多様な学びの選択肢として通信制を選ぶ生徒の増加等、高等学校の在り方の変化により文化部活動の形態も変化を余儀なくされている。個性を生かした専門性の高い技量を持つ生徒の活動がある一方、合唱や吹奏楽等一定の人数を必要とする分野では十分な活動が出来ない状況もある。他者との対話や協働による文化芸術への理解、責任感連帯感の涵養の点で文化部活動の果たす役割は大きく、通信制生徒の部活動の環境整備、また小規模校などでの文化部活動の持続可能な在り方について考えていくことが求められる。
- これからの教育では児童生徒一人一人への細やかな支援、多種多様な児童生徒を一人も取り残さない姿勢が一層重要視される。上記に示したような通信制学校、学びの多様化学校、小規模校等、さまざまな環境で学ぶ児童生徒が、芸術文化に触れ、芸術文化の学びを深め、芸術文化活動が十分に展開できるよう、多様性の包摂の視点を重視していくことが必要である。この点からも次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方の一つとして「多様性の包摂」が掲げられ、その方針の下で今回の改訂が進められていることは重要である。
- 文化芸術は「心豊かで多様性と活力ある社会を形成」する源泉であり、「予測困難な課題に対処」しうる資質・能力の育成に欠かせない。高等学校の在り方も変化していく中で、一人一人の「感性」「創造性」を磨き、「身体性を伴って」表現し鑑賞しあう経験、他者と自己との心が共鳴するリアルな共感体験の機会を多く設けることは、学校教育の中で大変重要であると考え。

教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）

○第 20 回 10 月 15 日（木） 13:00 ～ 15:00

次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング②

○第 21 回 10 月 21 日（水） 15:30 ～ 17:30

次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング③

○第 22 回 10 月 30 日（金） 9:30 ～ 11:30

次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング④

※あくまで現時点の予定であり、審議の状況によって変更の可能性があります

教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体 一覧

【校長会関係】

全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
全国特別支援学校長会
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
全国連合退職校長会
全国公立学校教頭会
全国公立小・中学校女性校長会
全国へき地教育研究連盟

【幼児教育関係】

全国国公立幼稚園・こども園長会
全日本私立幼稚園連合会
公益社団法人全国幼児教育研究協会
特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
一般社団法人認定こども園連盟

【教育委員会関係】

全国都道府県教育委員会連合会（全国都道府県
教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会）
全国市町村教育委員会連合会
指定都市教育委員会協議会
全国都市教育長協議会
中核市教育長会
全国町村教育長会

【私立学校関係】

日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会

【経済団体等関係】

一般社団法人新経済連盟
一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
公益社団法人日本青年会議所
日本商工会議所
日本労働組合総連合会

【教職員関係】

日本教職員組合
全日本教職員組合
全日本教職員連盟
日本高等学校教職員組合
全国教育管理職員団体協議会
公益社団法人全国学校栄養士協議会
全国養護教諭連絡協議会
全国公立小中学校事務職員研究会
全国公立高等学校事務職員協会

【体育・文化関係】

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本学校体育研究連合会
公益社団法人全国高等学校文化連盟
公益社団法人全国公立文化施設協会
公益財団法人日本宗教連盟

【大学関係】

一般社団法人公立大学協会
一般社団法人国立大学協会
日本教育大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立大学協会
日本私立短期大学協会

【保護者・若者等関係】

公益社団法人日本 P T A 全国協議会
一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会
一般社団法人日本若者協議会
全国特別支援教育推進連盟